

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

新潟県	
市区町村数	30

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内連絡会議	諮詢有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
						18	19	10				21					
15 100	新潟市	男女共同参画課	1 1	1	1			新潟市男女共同参画推進条例	2005年3月18日	2005年4月1日		第4次新潟市男女共同参画行動計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1
15 202	長岡市	人権・男女共同参画課	1 1	1	1			長岡市男女共同参画社会基本条例	2010年12月22日	2011年4月1日		第3次ながおか男女共同参画基本計画	2022年4月	~	2032年3月	1	1
15 204	三条市	市民部地域経営課	1 2	2	1			三条市男女共同参画推進条例	2005年12月26日	2006年4月1日		第3次三条市男女共同参画推進プラン	2023年4月1日	~	2029年3月31日	1	1
15 205	柏崎市	人権啓発・男女共同参画室	1 1	1	1			新潟県柏崎市男女共同参画推進条例	2006年12月22日	2007年4月1日		柏崎市男女共同参画基本計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1
15 206	新発田市	人権啓発課	1 1	1	1			新発田市男女共同参画推進条例	2015年3月12日	2015年4月1日		第5次しばた男女共同参画推進プラン	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1
15 208	小千谷市	市民生活課	1 2	1	1						4	第5次おぢや男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
15 209	加茂市	総務課	1 2	2	2			加茂市男女共同参画及び多様性を尊重する社会づくり条例	2025年3月21日	2025年4月1日		加茂市男女共同参画推進計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1
15 210	十日町市	企画政策課	1 2	1	1						4	第4次十日町市男女共同参画基本計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
15 211	見附市	市民税務課	1 2	1	1						4	第5次見附市男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
15 212	村上市	生活人権室	1 2	1	1						2	第3次村上市男女共同参画計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
15 213	燕市	地域振興課	1 2	1	1			燕市男女共同参画推進条例	2014年12月25日	2015年4月1日		第4次燕市男女共同参画推進プラン	2024年4月1日	~	2032年3月31日	1	1
15 216	糸魚川市	環境生活課	1 2	1	1						4	第3次いといがわ男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
15 217	妙高市	妙高市教育委員会生涯学習課	2 2	2	1			妙高市男女共同参画社会推進条例	2004年12月16日	2004年12月16日		第3次妙高市男女共同参画計画	2020年4月1日	~	2029年3月31日	1	1
15 218	五泉市	企画政策課	1 2	1	1			五泉市男女共同参画推進条例	2011年3月29日	2011年4月1日		ごせん男女共同参画推進計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
15 222	上越市	多文化共生課 男女共同参画推進センター	1 1	1	1			上越市男女共同参画基本条例	2002年3月29日	2002年4月1日		上越市第4次男女共同参画基本計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1
15 223	阿賀野市	企画財政課	1 2	1	1						4	第4次阿賀野市男女共同参画プラン	2021年4月	~	2026年3月	1	1
15 224	佐渡市	市民課	1 2	1	1						4	第4次佐渡市男女共同参画計画	2025年4月	~	2030年3月	1	1
15 225	魚沼市	企画政策課	1 2	1	2						4	第4次魚沼市男女共同参画推進計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
15 226	南魚沼市	企画政策課	1 2	1	1						4	第4次南魚沼市男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
15 227	胎内市	総務課	1 2	1	1						4	第4次胎内市男女共同参画プラン21	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1
15 307	聖籠町	総務課	1 2	1	1						4	第4次聖籠町男女共同参画計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
15 342	弥彦村	総務課	1 2	2	2						2						2
15 361	田上町	総務課	1 2	2	2						4						2
15 385	阿賀町	政策推進課	1 2	2	2						4						2
15 405	出雲崎町	教育課	2 2	2	2						4						2
15 461	湯沢町	企画観光課	1 2	2	2						4						2
15 482	津南町	教育委員会生涯学習班	2 2	2	2						4						2
15 504	刈羽村	産業政策課	1 2	2	2						4						2

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)						
		担当課(室)名	所属	事務所掌	の有無	の連絡会議	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
15	581 関川村	地域政策課	1 2	2 2	2 2	の有無				4						2
15	586 粟島浦村	総務課 住民税務係	1 2	2 2	2 2	の連絡会議				4						2

<選択肢回答>

所属 **府内連絡会議**

- 1 首長部局 1 有
2 教育委員会 2 無

事務所掌 **諮詢機関**

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有
2 1ではない 2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目途に検討中 1 一体
2 2026年度以降の制定を目途に検討中 2 一体でない
3 その他
4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

新潟県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
		問6-1		問6-4 所在地等							施設管理		事業運営			
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			単独	複合	直営	指定管理者	その他	
		5									0	5	5	0	0	
15 100	新潟市	新潟市男女共同参画推進センター	アルザにいがた	9500082	新潟県新潟市中央区東万代町9-1 万代市民会館3階	025-246-7713	025-246-8080	http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/alza			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
15 202	長岡市	長岡市男女平等推進センター	ウイルながおか	9400062	長岡市大手通2-2-6	0258-39-2746	0258-39-2747	https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate14/will/			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
15 204	三条市	三条市男女共同参画センター		955-0844	三条市桜木町12番38号 三条ものづくり学校112号室	0256-34-5624	0256-33-5732	https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/shimibu/chikkikeieika/tiikishinkou/danjokyoudousankaku/986.html			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
15 205	柏崎市															
15 206	新発田市	新発田市男女共同参画交流ルーム		957-0053	新潟県新発田市中央町5丁目8番47号	0254-28-9630	0254-28-9670	https://www.city.shibata.lg.jp/machidukuri/jinken/danjo/1009447.html			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
15 208	小千谷市															
15 209	加茂市															
15 210	十日町市															
15 211	見附市															
15 212	村上市															
15 213	燕市															
15 216	糸魚川市															
15 217	妙高市															
15 218	五泉市															
15 222	上越市	上越市男女共同参画推進センター	ウイズじょうえつ	943-0821	新潟県上越市土橋2554番地	025-527-3624	025-522-8240	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/danjo/			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
15 223	阿賀野市															
15 224	佐渡市															
15 225	魚沼市															
15 226	南魚沼市															
15 227	胎内市															
15 307	聖籠町															
15 342	弥彦村															
15 361	田上町															
15 385	阿賀町															
15 405	出雲崎町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設 形態	問6-5 管理・運営主体					
			問6-1		問6-4 所在地等						施設管理		事業運営			
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営
15	461	湯沢町														
15	482	津南町														
15	504	刈羽村														
15	581	関川村														
15	586	粟島浦村														

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

新潟県

都道府県コード	市区町村名	市町名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業								
					設置根拠条例	設置根拠2条例以外	自治体または施設(両方を含む)とNWECとの業務上の関わり	常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		1連携・協働	2広報啓発	3講座	4相談事業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集	9苦情処理
			5		5			9			3	4	3	3	2	3	0	4	2
15	100	新潟市	新潟市男女共同参画推進センター	1991年8月1日	○			○	2	3	10,390	○	○	○	○	○	○	○	保育室運営、情報図書室運営
15	202	長岡市	長岡市男女平等推進センター	2001年10月1日	○			○	5	6	1,595	○	○	○	○	○	○	○	○
15	204	三条市	三条市男女共同参画センター	2000年7月1日	○			○											
15	205	柏崎市						○											
15	206	新発田市	新発田市男女共同参画交流ルーム	2017年4月1日	○			○	0	0	0	○					○		
15	208	小千谷市						○											
15	209	加茂市																	
15	210	十日町市																	
15	211	見附市																	
15	212	村上市																	
15	213	燕市																	
15	216	糸魚川市																	
15	217	妙高市																	
15	218	五泉市																	
15	222	上越市	上越市男女共同参画推進センター	2001年1月4日	○			○	2	4	3,588	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画審議会の開催
15	223	阿賀野市																	
15	224	佐渡市																	
15	225	魚沼市						○											
15	226	南魚沼市																	
15	227	胎内市						○											
15	307	聖籠町																	
15	342	弥彦村																	
15	361	田上町																	
15	385	阿賀町																	
15	405	出雲崎町																	
15	461	湯沢町																	
15	482	津南町																	
15	504	刈羽村																	
15	581	関川村																	
15	586	粟島浦村																	

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

新潟県

都道府県コード	市区町村名	市町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)															
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態																
15 100	新潟市					20	1	5.0	26	1	3.8	10	1	10.0	8	0	0.0	7,939	371	4.7	
15 202	長岡市						1	0	0.0	2	1	50.0						2053	152	7.4	
15 204	三条市						1	0	0.0	1	0	0.0						943	19	2.0	
15 205	柏崎市						1	0	0.0	2	0	0.0						222	0	0.0	
15 206	新発田市						1	0	0.0	2	0	0.0						304	7	2.3	
15 208	小千谷市						1	0	0.0	1	0	0.0						112	0	0.0	
15 209	加茂市						1	1	100.0	1	0	0.0						85	1	1.2	
15 210	十日町市						1	0	0.0	1	0	0.0						51	0	0.0	
15 211	見附市						1	0	0.0	1	0	0.0						173	6	3.5	
15 212	村上市						1	0	0.0	1	0	0.0						276	2	0.7	
15 213	燕市						1	0	0.0	1	0	0.0						202	4	2.0	
15 216	糸魚川市						1	0	0.0	1	0	0.0						174	1	0.6	
15 217	妙高市						1	0	0.0	1	0	0.0						189	8	4.2	
15 218	五泉市						1	0	0.0	1	0	0.0						388	46	11.9	
15 222	上越市	2001年9月26日	男女共同参画都市宣言			2	1	0	0.0	2	0	0.0						823	4	0.5	
15 223	阿賀野市						1	0	0.0	1	0	0.0						282	7	2.5	
15 224	佐渡市						1	0	0.0	1	0	0.0						625	90	14.4	
15 225	魚沼市						1	0	0.0	1	0	0.0						122	1	0.8	
15 226	南魚沼市						1	0	0.0	2	0	0.0						232	3	1.3	
15 227	胎内市						1	0	0.0	1	0	0.0						136	4	2.9	
15 307	聖籠町												1	0	0.0	1	0	0.0	36	0	0.0
15 342	弥彦村												1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
15 361	田上町												1	0	0.0	1	0	0.0	43	2	4.7
15 385	阿賀町												1	0	0.0	1	0	0.0	117	1	0.9
15 405	出雲崎町												1	0	0.0	1	0	0.0	66	3	4.5
15 461	湯沢町												1	0	0.0	1	0	0.0	51	1	2.0
15 482	津南町												1	1	100.0	1	0	0.0	140	9	6.4
15 504	刈羽村												1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
15 581	関川村												1	0	0.0	0	0	0	54	0	0.0
15 586	粟島浦村												1	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0

＜選択肢回答＞
男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

新潟県

調査時点コード			1	2025年4月1日	2	その他	調査時点コード																問8				問9		問10						
都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1		問8				問9		問10					
		問8-1			問8-2					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																							
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	総委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	総委員数	女性比率(%)													
					1,239	1,091	16,553	5,287	31.9					872	770	12,117	3,586	29.6	150	98	946	208	22.0	854	92	10.8	868	92	10.6						
				小計										853	754	11,452	3,373	29.5	149	98	944	208	22.0												
15 100	新潟市	45.0	2026年3月		166	164	2,444	1,043	42.7	法律、条令及び要綱等により設置されている審議会等				96	95	1,651	696	42.2	6	5	79	27	34.2	64	15	23.4	65	15	23.1	2	2024年7月1日	2	2024年7月1日	2	2025年7月1日
15 202	長岡市		2032年3月	40~60%	74	71	1,074	425	39.6	法律又は政令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等、条例・規則等により設置されている懇談会・会議等、要領等により設置されている懇談会・会議等				32	32	515	198	38.4	6	5	43	12	27.9	53	12	22.6	54	12	22.2	1		1		1	
15 204	三条市	40.0	2029年3月		52	48	718	185	25.8					52	48	718	185	25.8	6	5	55	9	16.4	37	4	10.8	38	4	10.5	1		1		1	
15 205	柏崎市	40.0	2026年3月		52	44	561	191	34.0					40	39	444	151	34.0	6	5	37	12	32.4	34	7	20.6	35	7	20.0	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日
15 206	新発田市		2029年4月1日現在で34.0%		38	38	462	140	30.3	法律または政令や条例により設置されている審議会等				38	38	462	140	30.3	6	3	35	6	17.1	32	4	12.5	33	4	12.1	1		1		1	
15 208	小千谷市	35.0	2025年3月		50	40	498	136	27.3	地方自治法202条の3に基づく審議会等に教育委員会委員、選挙管理委員等の政策方針決定のある委員(審議会等数25)を加えた数				25	18	263	57	21.7	5	4	32	11	34.4	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1	
15 209	加茂市	40.0	2028年3月		22	21	346	99	28.6	全て				25	24	342	110	32.2	5	3	31	6	19.4	26	4	15.4	27	5	18.5	2	2023年3月1日	1		1	
15 210	十日町市	40.0	2026年3月		63	54	843	247	29.3	条例・規則・要綱等に基づいて設置され、条文で「調停・審査・調査を行う」と定めているもの(審議会・協議会・委員会等)ただし、調査日時点で委員不在または活動実態の無い物は除く。また、「特別職報酬等審議会」は会議当日のみの委員任命のため基準日である4月1日時点では委員不在だが、例年開催している重要な審議会のため、基準日に関わらず直近の委員実績を調査対象とする。				33	30	417	119	28.5	5	2	37	3	8.1	29	2	6.9	30	2	6.7	1		1		1	
15 211	見附市	40.0	2027年3月		36	36	678	216	31.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等及び規定又は要綱等により設置されている協議会、懇親会、その他会合				21	21	345	97	28.1	5	4	25	6	24.0	33	3	9.1	34	3	8.8	1		1		1	
15 212	村上市	30.0	2027年4月		52	27	719	147	20.4	地方自治法第202条の3に基づく審議会等および規則、要綱等で定める委員等を含む				47	26	632	114	18.0	5	2	36	3	8.3	33	0	0.0	34	0	0.0	1		1		1	
15 213	燕市		2032年3月	0.365	59	53	839	291	34.7	法律、条例、要綱等により設置されている附属機関等				37	36	445	130	29.2	5	4	41	11	26.8	40	7	17.5	41	7	17.1	1		1		1	
15 216	糸魚川市	40.0	2027年3月		61	46	953	229	24.0					56	42	920	224	24.3	5	4	33	5	15.2	39	0	0.0	39	0	0.0	1		1		1	
15 217	妙高市	35.0	2030年3月	0.354	35	31	423	143	33.8	市が設置する審議会等				35	33	423	143	33.8	5	3	30	4	13.3	25	7	28.0	26	7	26.9	2	2025年7月1日	2	2025年7月1日	2	2025年7月1日
15 218	五泉市	40.0	2027年3月		54	53	837	282	33.7	法令・条例及び要綱等により設置されている審議会				26	26	388	122	31.4	5	4	32	10	31.3	42	5	11.9	43	5	11.6	1		1		1	
15 222	上越市	30.0	2028年3月		117	111	1,532	446	29.1	地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する執行機関 地方自治法第202条の5第1項に規定する地域協議会 法律又は条例に基づき設置する附属機関等 要綱又は要領に基づき設置する懇談会等				48	46	758	218	28.8	6	6	41	10	24.4	37	1	2.7	38	1	2.6	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
15 223	阿賀野市	40.0	2026年3月		53	46	695	255	36.7	佐渡市が設置する付属機関及び審議会				24	21	275	70	25.5	5	3	28	7	25.0	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1		1	
15 224	佐渡市	40.0	2030年3月	第4次佐渡市男女共同参画計画により。 佐渡市総合計画では令和8年度末までに40%を目標値としている。	86	68	1,014	245	24.2	佐渡市が設置する付属機関及び審議会				24	23	306	71	23.2	5	3	37	5	13.5	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1		1	
15 225	魚沼市	40.0	2026年3月		42	33	482	114	23.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等及び条例要綱等により設置されている会議等				30	22	347	78	22.5	5	3	33	5	15.2	34	1	2.9	35	1	2.9	1		1		1	
15																																			

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1		調査時点コード									
		問8-1			問8-2				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																	
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性委員数	うち女性委員数		審議会等数	うち女性委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)									
15 385	阿賀町	30.0	西暦2025年4月～西暦2029年3月まで	9	7	124	37	29.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等(令和6年4月1日現在)	12	10	142	41	28.9	5	2	27	3	11.1	39	3	7.7	40	3	7.5	1	1	1
15 405	出雲崎町			0	0	0	0			11	11	143	36	25.2	5	2	18	4	22.2	20	1	5.0	21	1	4.8	1	1	1
15 461	湯沢町			0	0	0	0			13	13	163	48	29.4	5	3	23	5	21.7	21	1	4.8	22	1	4.5	1	1	1
15 482	津南町			0	0	0	0			9	7	81	26	32.1	4	3	34	6	17.6							1	1	1
15 504	刈羽村			0	0	0	0			8	6	85	17	20.0	5	3	21	5	23.8	24	0	0.0	25	0	0.0	1	1	1
15 581	関川村			0	0	0	0			12	8	184	43	23.4	4	4	14	6	42.9	26	0	0.0	27	0	0.0	1	1	1
15 586	栗島浦村			0	0	0	0			3	2	18	2	11.1	5	1	17	2	11.8	14	1	7.1	2	0	0.0	1	1	1

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

新潟県

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)						
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)			
									19	16	665	213	32.0		1	0	2	0	0.0								
	新潟市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0								
	長岡市								2	2	161	64	39.8		0	0	0	0	0.0								
	三条市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0								
	柏崎市								3	3	63	23	36.5		0	0	0	0	0.0								
	新発田市								2	2	85	23	27.1		0	0	0	0	0.0								
	小千谷市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0								
	加茂市								0	0	0	0	0.0		1	0	2	0	0.0								
	十日町市								2	2	103	23	22.3		0	0	0	0	0.0								
	見附市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0								
	村上市								5	3	89	23	25.8		0	0	0	0	0.0								
	燕市								3	3	116	33	28.4		0	0	0	0	0.0								
	糸魚川市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0								
	妙高市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0								
	五泉市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0								
	上越市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0								
	阿賀野市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0								
	佐渡市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0								
	魚沼市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0								
	南魚沼市								2	1	48	24	50.0		0	0	0	0	0.0								
	胎内市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0								
	聖籠町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0								
	弥彦村								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0								
	田上町								0	0	0	0	0.0														
	阿賀町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0								
	出雲崎町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0								
	湯沢町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0								
	津南町								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0								
	刈羽村								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0								
	関川村								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0								
	粟島浦村								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0								

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

新潟県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況												問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5					
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						その他			うち管理職数		うち管理職数			うち管理職数			うち管理職数								
		管理職総数	うち管理職女性数	女性比率(%)	管理職総数	うち管理職女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	防災部局危機機管理員数	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他					
15 100	新潟市	310	70	22.6	158	56	35.4	42	9	21.4	25	9	36.0	33	4	12.1	13	3	23.1	235	57	24.3	120	44	36.7	460	115	25.0	206	44	21.4	1,038	378	36.4	492	150	30.5	1	21	3	14.3	4	0	0.0	1
15 202	長岡市	141	24	17.0	102	24	23.5	34	5	14.7	29	5	17.2	7	1	14.3	1	1	100.0	100	18	18.0	72	18	25.0	198	27	13.6	135	21	15.6	443	143	32.3	256	87	34.0	1	17	3	17.6	3	0	0.0	1
15 204	三条市	41	2	4.9	33	2	6.1	9	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	32	2	6.3	25	2	8.0	52	14	24.9	37	13	35.1	108	25	23.1	57	15	26.3	1	4	1	25.0	0	0	0.0	1
15 205	柏崎市	55	6	10.9	43	5	11.6	12	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	43	6	14.0	33	5	15.2	92	16	17.4	61	10	16.4	117	33	28.2	59	12	20.3	1	14	2	14.3	2	0	0.0	1
15 206	新発田市	48	11	22.9	42	9	21.4	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	47	11	23.4	41	9	22.0	90	35	38.9	63	15	23.8	128	43	33.6	96	30	31.3	1	11	2	18.2	1	0	0.0	1
15 208	小千谷市	18	4	22.2	17	4	23.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	4	22.2	17	4	23.5	40	21	25.5	35	21	60.0	52	12	23.1	45	12	26.7	1	8	2	25.0	1	1	100.0	1
15 209	加茂市	21	4	19.0	19	2	10.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	4	19.0	19	2	10.5	51	15	29.4	44	13	29.5	94	46	48.9	62	19	30.6	1	7	0	0.0	1	0	0.0	1
15 210	十日町市	61	7	11.5	53	5	9.4	6	1	16.7	6	1	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	55	6	10.9	47	4	8.5	94	17	18.1	74	9	12.2	26	12	46.2	19	6	31.6	1	6	0	0.0	1	0	0.0	1
15 211	見附市	26	5	19.2	17	3	17.6	8	1	12.5	5	1	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	4	22.2	12	2	16.7	57	20	35.1	35	12	34.3	79	26	32.9	34	8	23.5	1	3	0	0.0	0	0	0.0	1
15 212	村上市	153	34	22.2	113	31	27.4	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	39	4	22.4	30	3	27.7	113	30	26.5	82	28	34.1	142	47	33.1	86	37	43.0	1	6	0	0.0	1	0	0.0	1
15 213	燕市	49	10	20.4	43	9	20.9	13	2	15.4	12	2	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	36	8	22.2	31	7	22.6	57	29	50.9	31	5	16.1	96	40	41.7	81	33	40.7	1	4	0	0.0	1	0	0.0	1
15 216	糸魚川市	31	4	12.9	22	3	13.6	5	1	20.0	4	1	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	3	11.5	18	2	11.1	33	4	12.1	23	3	13.0	70	21	30.0	39	7	17.9	1	7	2	28.6	1	1	100.0	1
15 217	妙高市	20	3	15.0	20	3	15.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	3	15.0	20	3	15.0	35	11	31.4	37	3	8.1	63	20	31.7	54	11	20.4	1	5	1	20.0	1	0	0.0	1
15 218	五泉市	24	5	20.8	20	5	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	5	20.8	20	5	25.0	47	22	46.8	28	12	42.9	91	36	39.6	50	17	34.0	1	5	0	0.0	3	0	0.0	1
15 222	上越市	157	25	15.9	131	17	13.0	29	2	6.9	27	2	7.4	0	0	0.0	0	0	0.0	128	23	18.0	104	15	14.4	227	75	33.0	159	34	21.4	317	95	30.0	233	60	25.8	1	30	5	16.7	5	1	20.0	1
15 223	阿賀野市	32	6	18.8	26	6	23.1	2	1	50.0	2	1	50.0	0	0	0.0	0	0	0.0	30	5	16.7	24	5	20.8	34	13	38.2	28	13	46.4	88	26	29.5	63	25	39.7	1	5	0	0.0				

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																			
都 道 府 県 コ ド	市 区 町 村 市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1を選択した場合、取得することができる可能な休業期間は次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はある。	問12-4 問12-3で1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上認めない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例			配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他			
15 212	村上市	1 村上市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等に限り、旧姓を使用することができる。	村上市議会	1	2	1	村上市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
15 213	燕市	1 燕市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用することができる文書等)第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれないものについて、旧姓を使用することができる。	新潟県燕市議会	1	2	1	燕市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		燕市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額及び不支給) 第3条 議員が燕市議会会議規則(平成18年議会規則第1号)第2条第1項に規定する事由により長期欠席をした場合における議員報酬は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき議員報酬の月額に、次の表の左欄に掲げる欠席回数の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を減額して支給する。 (適用除外) 第5条 議員が次に掲げる事由により長期欠席したときは、前2条の規定は適用しない。 (1)公務上の災害 (2)議員の出産。ただし、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条 第1項又は同条第2項(ただし書を除く。)に規定する期間の範囲内とする。 (3)災害その他議長がやむを得ないと認める事由			1	1	1	1	1	1	1
15 216	糸魚川市	1 糸魚川市職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上または事務処理上の支障または混乱を招くおそれがない文書等に限り旧姓を使用することができる。	糸魚川市議会	1	2	1	糸魚川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多児妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
15 217	妙高市	1 妙高市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用) 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれがない文書等に限り旧姓を使用することができる。	妙高市議会	1	2	1	妙高市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
15 218	五泉市	4	五泉市議会	1	2	1	五泉市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
15 222	上越市	1 上越市職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれがない文書等に限り旧姓を使用することができる。	上越市議会	1	2	1	上越市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
15 223	阿賀野市	1 阿賀野市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この訓令は、阿賀野市職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関する事項を定めるものとする。	阿賀野市議会	1	2	1	阿賀野市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
15 224	佐渡市	1 佐渡市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれないものについて、旧姓を使用することができる。	佐渡市議会	1	2	1	佐渡市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
15 225	魚沼市	2	魚沼市議会	1	2	1	魚沼市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
15 226	南魚沼市	1 南魚沼市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、一般職の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を含む、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	南魚沼市議会	1	2	1	南魚沼市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、特にやむを得ない理由により、事前に届け出ることができないときは、この限りでない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
15 227	胎内市	1 胎内市職員旧姓等使用取扱要綱 第1条 この訓令は、一般職の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を含む、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること及びパートナーシップ制度の届出の際に使用した通称名を文書等に使用するものほか、必要な事項を定めるものとする。	胎内市議会	1	2	1	胎内市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	

都道府県		市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査									
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1を選択した場合	問12-3 1を選択した場合	問12-4 1を選択した場合	問12-5 1を選択した場合	問12-6 1を選択した場合	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。					
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	1. あり 2. なし 3. その他	育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他					
聖籠町職員旧姓使用取扱要領 (旧姓使用文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書、氏名札その他氏の記載を要するもの(以下「文書等」という。)の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりにする。	聖籠町議会	1	2	1	聖籠町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
	弥彦村	2			弥彦村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
田上町	2				阿賀町議会会議規則 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
阿賀町	4				出雲崎町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
出雲崎町	4				湯沢町議会会議規則 第二条 第二項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
湯沢町	1				津南町議会の運営に関する基準 第4節 参集 8議員が会議を欠席するときは、所定の欠席届を議長に提出する。ただし、その会議時刻までに届け出でできない場合は、あらかじめ電話等で届け出る。なお、津南町議会会議規則第2条第1項にいう事故は、社会通念上やむを得ない範囲とし、出席を理由とする欠席は、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合には14週間)前から、出産後8週間以内とし、定めた日数を記載した所定の書類に、出産予定日を記する書類等を添え、あらかじめ、議長に提出するものとする。なお、葬祭を理由とする欠席は、原則3親等以内の者に限る。	2		1	2	2	2	1	1
津南町	4				刈羽村議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ、議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
刈羽村	4				関川村議会会議規則 第2条 議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2		2	1	1	1	1	1
関川村	1				粟島浦村議会	1	4	2	2	2	4	4	4
粟島浦村	4										4	4	2

調査時点 調査期間は2024年7月1日(その他2024年4月1日)

都道府県	市町村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況					
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15									
新潟県	新潟市	議員の利用することのできる授乳室等が議員の設置または提供されているか。												ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。			男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの)を行っていますか。			政治分野の男女共同参画の実施について、旧姓又は旧姓の使用を認めていますか。			本部員総数(本部長を含む人)うち女性(人)女性比率(%)		
		1. 設置または提供されている。(臨時のものも含む) 2. 予定がある。(臨時のものも含む) 3. 提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今まで組む予定ない。 4. なし	1. 規定による。 2. ハラスメント防止に関する議員向け研修等に該当する議員向け研修を除く)を行っていますか。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今まで組む予定ない。 4. なし	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていない。 3. 研修において利用する予定である。 4. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う予定で利用する予定ない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今まで組む予定ない。 4. なし	1. 明記した規定があり、明記している。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこどもない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。 3. その他(不明等)										
新潟市	0	3	5	5	0	0	9	4	1	6	5	581	72	12.4%	4										
	0	7	12				7	5	7	8	25	0	0	10	0	0.0									
新潟市	30	20	16								44	8	18.2												
15 100 新潟市	4	4	2				1	1	3	2	長岡市議会議員旧姓使用取扱要領														
15 202 長岡市	4	1	2				1	3	2	1	第3条 議員は、議員の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。 (1)履歴に関する届出書類 (2)身分に関する届出書類 (3)辞職願 (4)議員報酬、障害手当等の支給に関する書類 (5)議員の名前 (6)市議会議員共済会に関する各種届出書 (7)在職証明書等の各種証明書 (8)叙勲等の表彰に関する書類 (9)その他旧姓の使用により実務上の混亂が生じるおそれがあると議長が判断するもの						38	4	10.5	○					
15 204 三条市	4	4	3				3		3	2	柏崎市議会議員の旧姓使用の取扱いに関する要綱														
15 205 柏崎市	4	2	1				1	3	3	1	第1条 この要綱は、柏崎市議会議員(以下「議員」という。)が戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用する場合の取扱いに際し必要な事項を定めるものとする。						16	0	0.0						
15 206 新発田市	4	2	3				3		3	1	新発田市議会議員の通称名等の使用取扱要綱						16	1	6.3	○					
15 208 小千谷市	4	4	2				2	3	3	2	加茂市議会議員の通称名等の使用取扱要綱						19	4	21.1						
15 209 加茂市	4	2	2				1	2	2	1	(使用の範囲)						25	4	16.0						
15 210 十日町市	4	4	3				3		3	4	第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、各号に定める通称名等を使用することができます。 (1)公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第3項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名等						10	1	10.0						
										(2)氏名に用いられている漢字のうち常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものをいいう)又は戸籍法施行規則昭和22年司法省令第94号別表第2に掲げる字体(以下「通用字体」という)と異なる字体によって記載されているものがある場合 通用字体以外の字体そのに対する通用字体に変更した氏名 (3)婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 氏の変更前の氏 (4)前項の規定にかかわらず、議員は、通称名等の使用によって実務上の混亂が生じるおそれがあるときは、通称名等を使用することができない。						10	1	10.0							
										十日町市地域防災計画 震災対策編 第3章第7節「避難所運営計画」 1(3)イ 男女共同参画及び性的少數者の複数に立った避難所運営															

都道府県	市町村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			研修実施状況							
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15									
議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議会における授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会における授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会における取組みは、次のうちどれか。	議会における取組みは、次のうちどれか。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関する研修)又は旧姓の使用を認めていますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関する研修)又は旧姓の使用を認めていますか。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	当該部分の規定を記入してください。	当該部分の規定を記入してください。	内閣府に対する男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関する研修)又は旧姓の使用を認めていますか。									
1. 人員及び場所の設置または提供されている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 規ハラスメント防止に関する議員向け 2. 相ハラスメント設置に関する議員向け 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行修において利用している。 2. 行修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後、行修で利用予定である。 3. 行修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行修で利用する予定もない。	1. 行修において利用している。 2. 行修において利用しないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	内閣府に対する男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関する研修)又は旧姓の使用を認めていますか。									
15 225 魚沼市	4	1	3				1	1	3	4			2			11	1	.1							
15 226 南魚沼市	4	2	3				3		3	4			2			14	1	.1							
15 227 胎内市	4	2	2				2	2	2	4			2			21	1	.8							
15 307 聖籠町	4	4	3				3		3	1	聖籠町議会議員の通称名等の使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、聖籠町議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称(以下「通称名」という。)を使用すること及び議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、又は一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。		特記事項なし										22	2	.1
15 342 弥彦村	4	4	2				2	2	2	4			2			18	4	.22							
15 361 田上町	4	2	2				2		2	2			2												
15 385 阿賀町	4	4	1	1		阿賀町議会議員政治倫理規程 第3条 議員は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。 (1) 町民全体会員として、その品位と名誉を損なうような行為を行ってはならない。 (2) 議会、他の議員及び町民に對しその名誉を毀損し、又は人権を侵害するおそれのある一切の行為を行ってはならない。 (3) その権限又は地位による影響力を行使することにより、個人及び法人並びにその他の団体、他の議員、公務員の公正な職務遂行を妨げる威圧的な行為を行ってはならない。 (4) その地位を利用しての政治倫理に反する自己利益、利益誘導に走ることなく、常に町民全体会員の利益の実現を目的として活動しなければならない。 (5) いかなる会議においても、合理的、能率的な審議に協力し、会議を妨げる行為を行ってはならない。 (6) 町及び町出資団体等が行う入札行為及び請負契約、委託契約、物品購入契約等に關し、特定業者の推薦、紹介及び介入をしてはならない。 (7) 町職員(会計年度任用職員等を含む。)の採用、昇任、異動その他の人事に關与してはならない。 (8) 地方自治法、個人情報保護法等を遵守し、議員として職務上知り得た情報をみだりに漏洩してはならない。	3		3	2										20	2	.00			
15 405 出雲崎町	4	4	2				1	2	1	4			2			12	1	.3							
15 461 湯沢町	4	4	2				2	2	2	4			2			12	1	.3							
15 482 津南町	4	4	2				2	3	2	4			2			13	1	.7							
15 504 刈羽村	4	4	3				2	3	3	4			2			10	1	.00							
15 581 関川村	4	4	3				3		3	2			2			10	0	.00							
15 586 粟島浦村	4	4	3				3		3	4			2			2	0	.00							